

令和5年3月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第18号	久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護 に関する規則の一部を改正する規則について	1
議案第19号	久喜市立学校教育職員の業務量の適切な 管理等に関する規則の一部を改正する規 則について	3
議案第20号	教育財産の用途廃止について（久喜市中 央公民館）	5
議案第21号	教育財産の用途廃止について（久喜市東 公民館）	8
議案第22号	教育財産の用途廃止について（久喜市青 葉公民館）	11
議案第23号	教育財産の用途廃止について（久喜市清 久コミュニティセンター・西公民館）	14
議案第24号	教育財産の用途廃止について（久喜市森 下公民館）	17
議案第25号	教育財産の用途廃止について（久喜市栗 橋公民館）	20
議案第26号	教育財産の用途廃止について（久喜市鷺 宮公民館）	23
議案第27号	久喜市教育委員会表彰について	26
議案第28号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用 について	28
議案第29号	久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事に ついて	51
議案第30号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱につ いて	53
議案第31号	久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並 びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の 責任者及び副責任者の指名について	76

議案第18号

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部
を改正する規則について

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を、別紙の
とおり改正することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、久喜市個人情報保護条例（平成22年久喜市条例第13号）第37条の規定に基づき」を削り、「関し」を「ついて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久喜市条例第 号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条中「久喜市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成22年久喜市規則第16号）」を「久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久喜市規則第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する
規則の一部を改正する規則について

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部
を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年久喜市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年久喜市条例第31号）附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに対する改正後の第2条の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」とあるのは、「久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年久喜市条例第31号）附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用される職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

議案第20号

教育財産の用途廃止について（久喜市中央公民館）

久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

(1) 所在地 久喜市久喜中央4丁目7番7号

(2) 名 称 久喜市中央公民館

(3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市久喜中央4丁目1269番地2	宅地	2880.85 m ²
久喜市久喜中央4丁目1269番地27	宅地	48.24 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	延床面積
公民館	鉄筋コンクリート造4階建	2112.16 m ²

2 用途廃止の理由

令和5年4月1日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

3 用途廃止する期日

令和5年3月31日

議案第 2 1 号

教育財産の用途廃止について（久喜市東公民館）

久喜市財産規則第 1 4 条及び同規則第 2 6 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

(1) 所在地 久喜市久喜東1丁目27番20号

(2) 名 称 久喜市東公民館

(3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市久喜東1丁目898番地1	宅地	1506.14 m ²
久喜市久喜東1丁目898番地3	雑種地	87.00 m ²
久喜市久喜東1丁目1033番地3	畑	213.00 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	延床面積
公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1199.20 m ²
自転車置場	鉄骨造	30.00 m ²
陶芸用窯置場	鉄筋コンクリート造	4.95 m ²

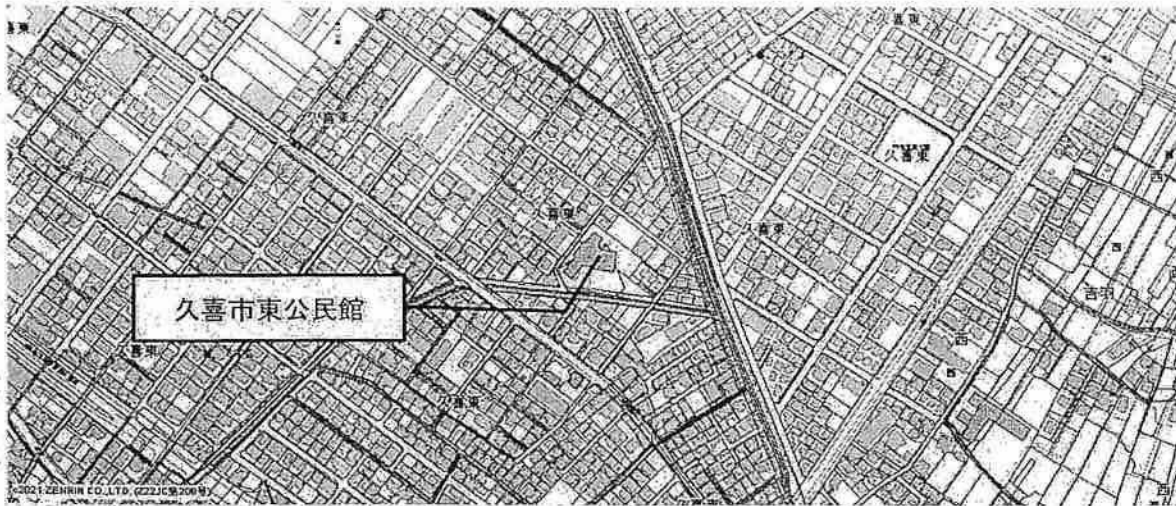
2 用途廃止の理由

令和5年4月1日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

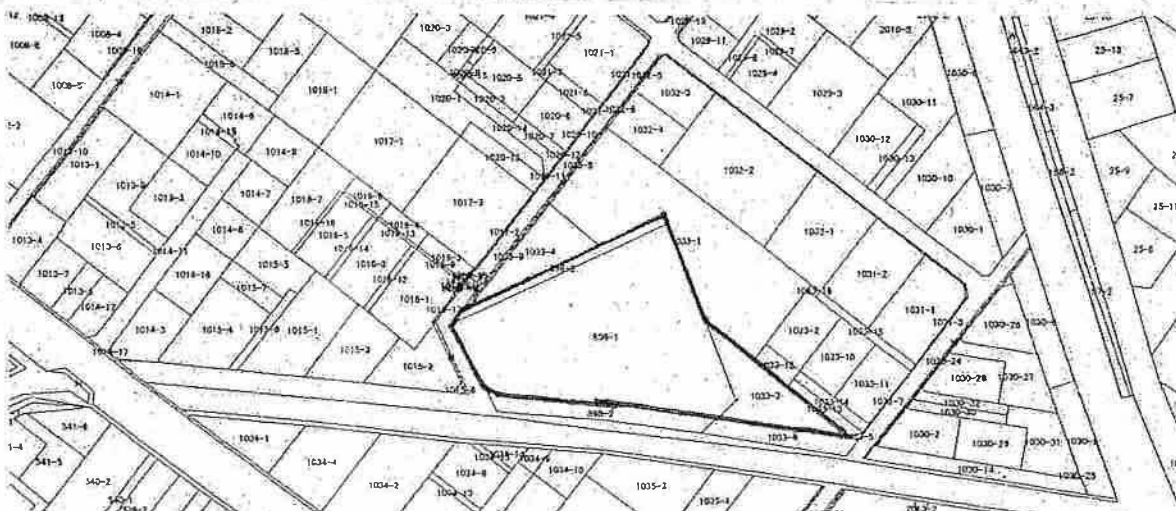
3 用途廃止する期日

令和5年3月31日

○位置図



○拡大図



議案第 22 号

教育財産の用途廃止について（久喜市青葉公民館）

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙
のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

(1) 所在地 久喜市青葉1丁目2番1号

(2) 名 称 久喜市青葉公民館

(3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市青葉1丁目2番1号	宅地	1200.00 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	延床面積
公民館	鉄筋コンクリート造2階建	376.69 m ²

2 用途廃止の理由

令和5年4月1日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

3 用途廃止する期日

令和5年3月31日

議案第23号

教育財産の用途廃止について（久喜市清久コミュニティセンター・西公民館）

久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

- (1) 所在地 久喜市上清久1489番地2
- (2) 名 称 久喜市清久コミュニティセンター・西公民館
- (3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市上清久字本村1489番地13	宅地	831.32 m ²
久喜市六万部字本村570番地4	宅地	372.79 m ²
久喜市六万部字本村570番地2	宅地	786.32 m ²
久喜市上清久字本村1489番地2	宅地	908.29 m ²
久喜市所久喜字小河原井796番地1	宅地	843.56 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	面 積
公民館	鉄筋コンクリート造平屋建	1278.42 m ²

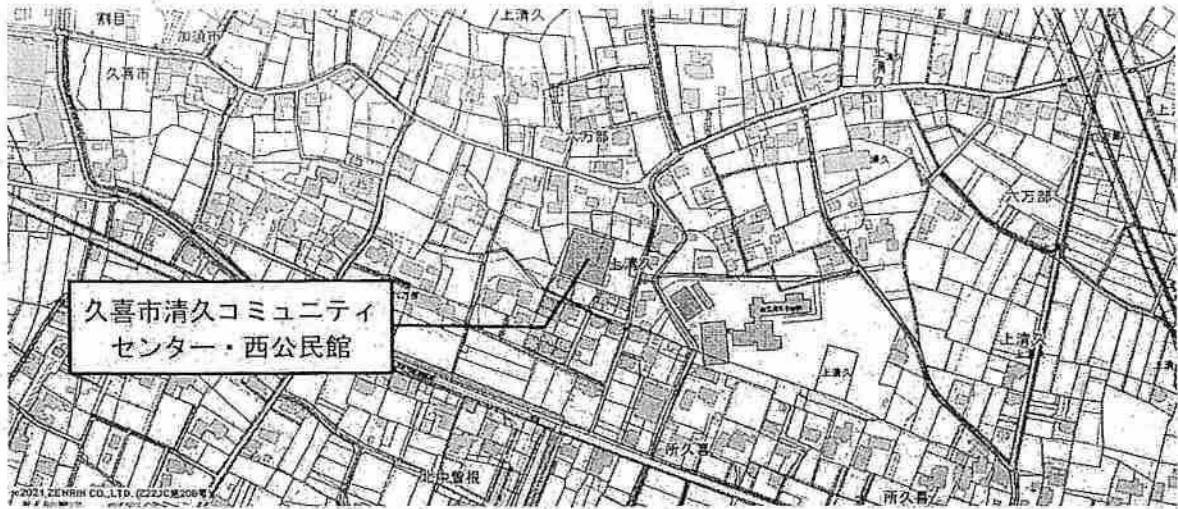
2 用途廃止の理由

令和5年4月1日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

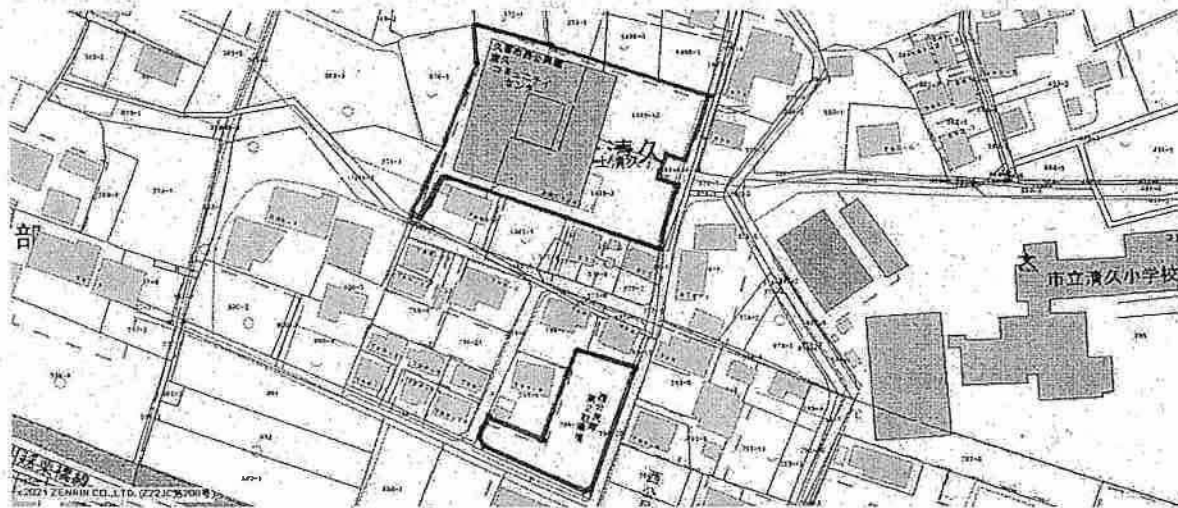
3 用途廃止する期日

令和5年3月31日

○位置図



○拡大図



議案第 2 4 号

教育財産の用途廃止について（久喜市森下公民館）

久喜市財産規則第 1 4 条及び同規則第 2 6 条の規定に基づき、別紙
のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

(1) 所在地 久喜市菖蒲町下栢間 5 4 9 5 番地 2

(2) 名 称 久喜市森下公民館

(3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市菖蒲町下栢間 5 4 9 5 番地 2	田	3614.00 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	延床面積
公民館	鉄筋コンクリート造 2 階建	1032.30 m ²

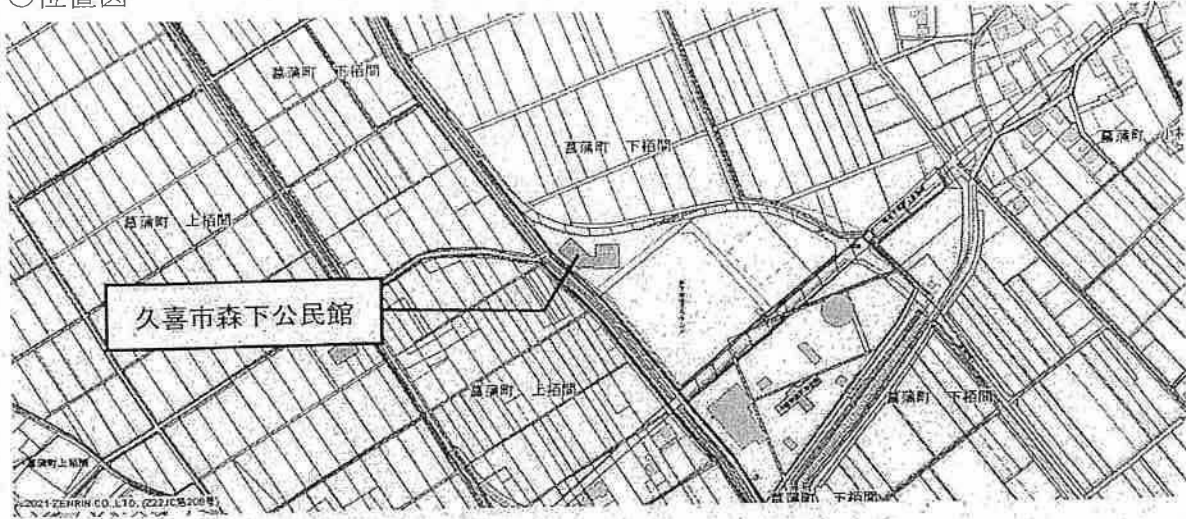
2 用途廃止の理由

令和 5 年 4 月 1 日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

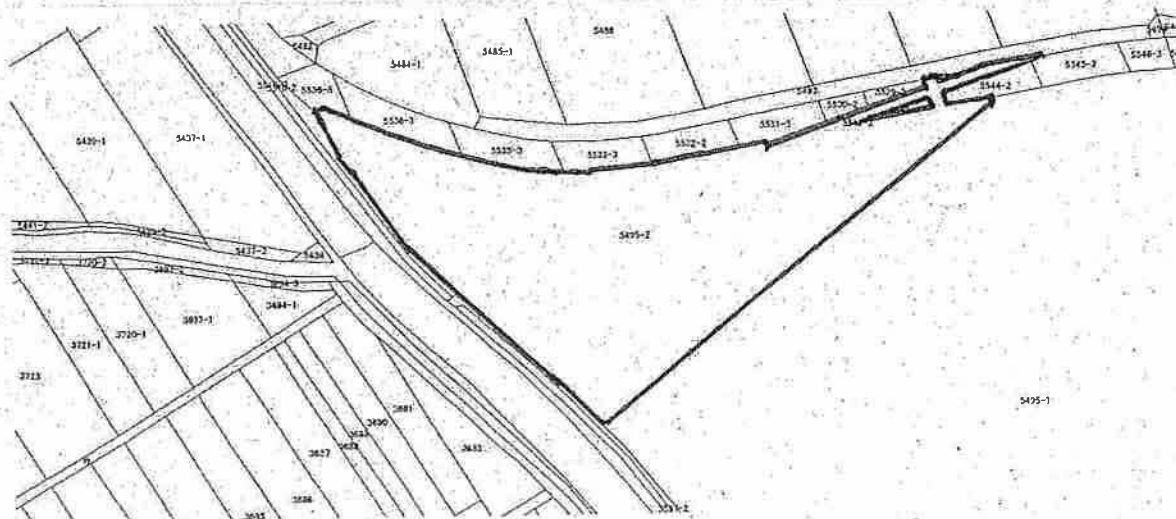
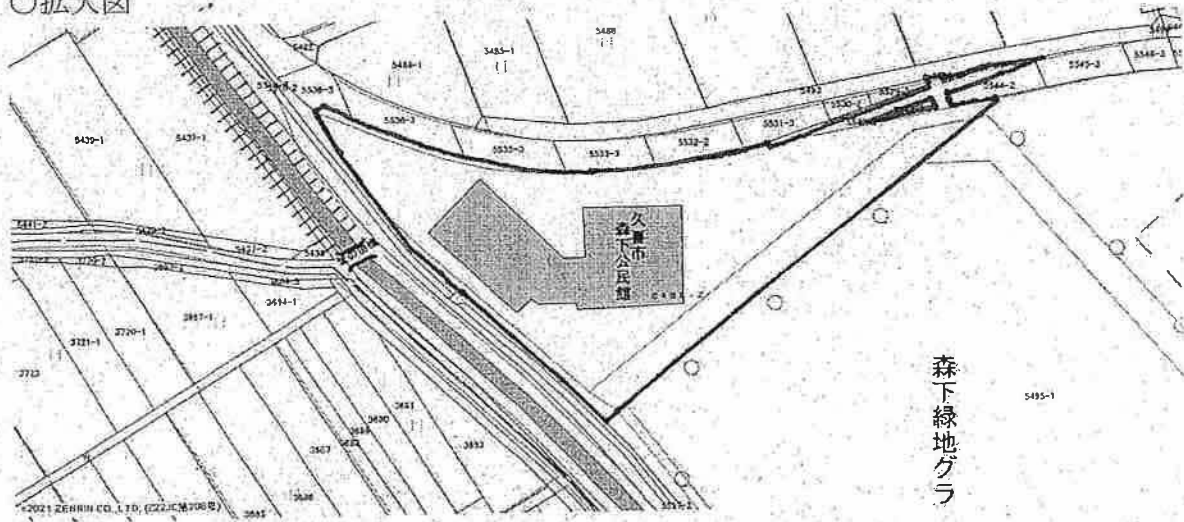
3 用途廃止する期日

令和 5 年 3 月 3 1 日

○位置図



○拡大図



議案第 25 号

教育財産の用途廃止について（久喜市栗橋公民館）

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

- (1) 所在地 久喜市栗橋中央2丁目7番1号
- (2) 名 称 久喜市栗橋公民館
- (3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市栗橋中央2丁目2717番地	学校用地	10781.00 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	延床面積
公民館 (A棟)	鉄筋コンクリート造2階建	877.17 m ²
公民館 (B棟)	鉄筋コンクリート造3階建	1242.23 m ²
ポンプ室	コンクリートブロック造	10.00 m ²
倉庫・物置	鉄骨造	48.00 m ²
体育館	鉄骨造	871.00 m ²
倉庫・物置	コンクリートブロック造	3.00 m ²
倉庫・物置	木造	20.00 m ²

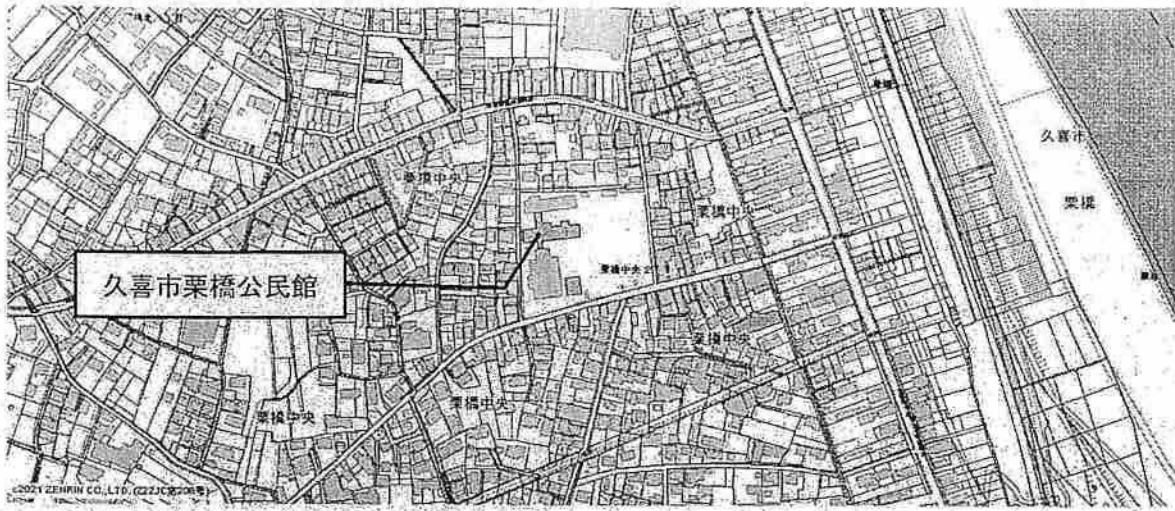
2 用途廃止の理由

令和5年4月1日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

3 用途廃止する期日

令和5年3月31日

○位置図



○拡大図



議案第 26 号

教育財産の用途廃止について（久喜市鷺宮公民館）

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

別 紙

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

- (1) 所在地 久喜市鷺宮6丁目1番4号
- (2) 名 称 久喜市鷺宮公民館
- (3) 土 地

地 番	地 目	地 積
久喜市鷺宮6丁目1番4号 (久喜市西大輪字向天王2209番地一部他)	宅地他	2862.00 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	延床面積
公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1343.04 m ²
創作室棟	軽量鉄骨造	170.50 m ²
創作室棟体育倉庫	軽量鉄骨造	69.50 m ²
創作室棟旧トイレ	木造	19.00 m ²

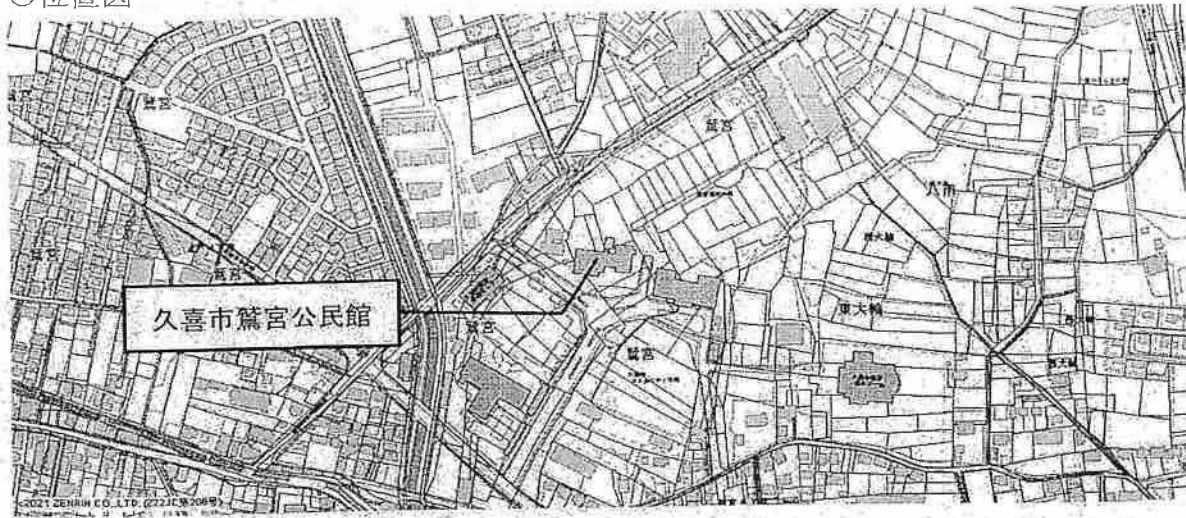
2 用途廃止の理由

令和5年4月1日付で、公民館からコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管が教育部局から市長部局へ移管するため

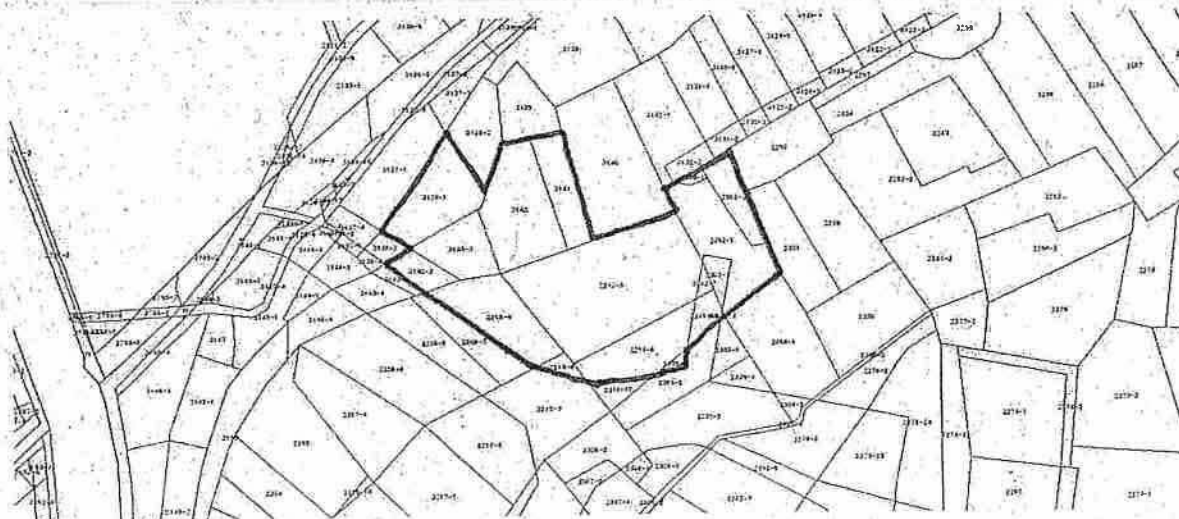
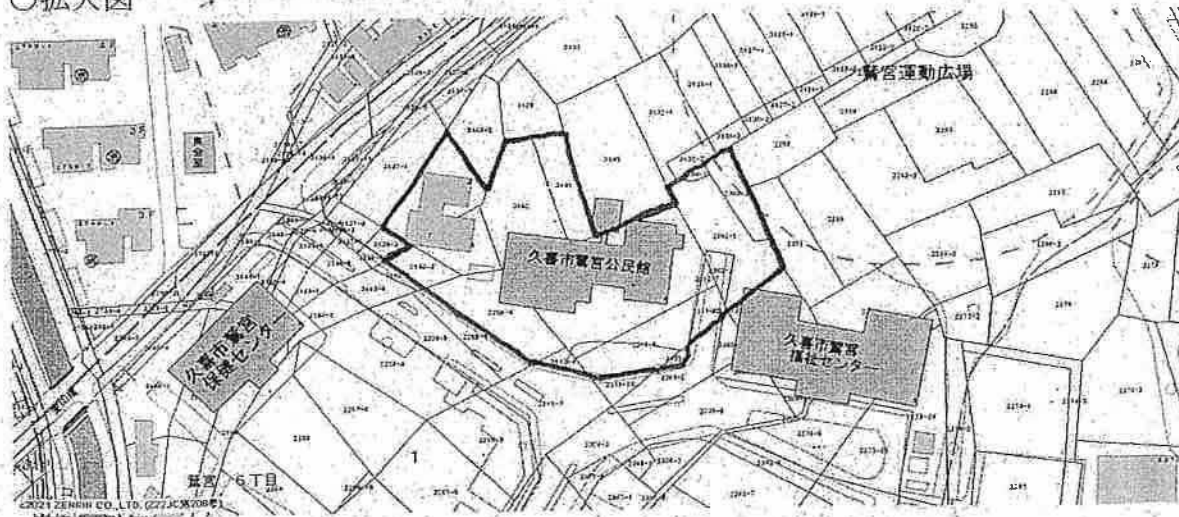
3 用途廃止する期日

令和5年3月31日

○位置図



○拡大図



議案第 27 号

久喜市教育委員会表彰について

久喜市教育委員会表彰規程第 4 条の規定により、別紙のとおり表彰することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

議案第27号 「久喜市教育委員会表彰について」の別紙資料につきましては、
個人情報を含む案件であるため非公開です。

議案第 28 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第28号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 事務補助員
- 2 学校業務員
- 3 幼稚園業務員
- 4 小学校安全監視員
- 5 幼稚園教諭
- 6 主任外国語指導助手
- 7 外国語指導助手
- 8 教育活動指導員
- 9 教育活動支援員
- 10 教育活動看護支援員
- 11 教育相談員（小学校）
- 12 教育相談員（中学校）
- 13 ことばの教室指導員
- 14 心理専門員
- 15 スクールソーシャルワーカー
- 16 教育支援センター所長
- 17 教育支援センター指導員
- 18 特別支援教育指導員
- 19 日本語指導員
- 20 部活動指導員
- 21 社会教育指導員
- 22 公民館事業運営委員

議案第29号

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第29号 「久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職名】

- 1 幼稚園教諭
- 2 栄養士

議案第30号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第30号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」の別紙資料
につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市立学校の学校医
- 2 久喜市立学校の学校歯科医
- 3 久喜市立学校の学校薬剤師
- 4 久喜市立学校学校運営協議会委員

議案第31号

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について、別紙のとおり決定することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第31号 「久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

